

みはま応援商品券取扱事業所募集要綱

(登録資格)

第1条 美浜町における取扱事業所として登録できる事業所は、美浜町内に本店若しくは支店を有する法人の町内事業所、美浜町に住所を有する個人事業主又は美浜町に住所を有する者が代表を務める法人。

(申し込み)

第2条 取扱事業所としての登録を行おうとする者は、みはま応援商品券取扱事業所登録申込書兼誓約書（様式第1号）の所定事項に記入捺印し、美浜町役場総務政策課へ申し込むこととする。なお、申し込み時に、換金振込先通帳を持参すること。

2 申し込み受付期間は、令和2年7月22日から令和2年8月14日までを第1次募集とし、期間中に申し込み、登録された事業所は、みはま応援商品券（以下「商品券」という。）送付時に同封するチラシに掲載する。その後、第2次募集として事業実施期間中随時募集を行い、町ホームページで随時、取扱事業所の案内や周知を行う。

3 申し込み受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(登録)

第3条 前条により申し込みのあった事業所が登録資格を有すると確認した上で、当該事業所に対して取扱事業所登録証明書及び取扱事業所であることを表示するステッカーを交付する。

2 美浜町は、町のホームページ等を活用して、取扱事業所を広く住民に周知するものとする。

(商品券の取扱い)

第4条 取扱事業所は、商品券を持参した者に対し、令和2年9月1日から令和2年12月31日までに限り、券面記載額相当の物品の販売や役務の提供を行う。

2 使用された商品券の券面金額の合計額が、取引の対価を上回るときは、取扱事業所は当該上回る額に相当する金額の支払いは行わないものとする。

3 商品返品の際に商品券の返還及び返金をすることはできない。

4 使用期限が過ぎた商品券を受け取ることはできない。

5 商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者は責を負わない。

6 商品券は、現金交換、譲渡及び売買を行うことはできない。

7 次に掲げるものについては、商品券の使用を認めない。

(1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道・

電話料金等)

- (2) 有価証券、金券、商品券、図書券、ビール券、おこめ券、切手、旅行券、乗車券、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性が高い物の購入
- (3) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (9) その他、取扱事業所が指定するもの
(換金)

第5条 前条の取引により商品券を取得した取扱事業所は、美浜町商工会に当該商品券を持参し、取扱事業所登録証明書を提示して換金を申し出るものとする。

- 2 換金の申し出期間は、令和3年1月29日までとする（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び令和2年12月26日から令和3年1月3日は除く。）。
- 3 換金の申し出受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 4 換金の方法は、換金の申し出を毎月10日、20日及び月末（10日、20日又は月末が土曜日、日曜日の場合は前業務日とする。なお、令和2年12月の月末は令和2年12月25日とする。）で締め、後日、換金相当額を取扱事業所の指定口座へ入金するものとする。

(責務)

第6条 取扱事業所は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 取扱事業所であることが分かるように、事業所の見やすい場所に美浜町が指定するステッカーの掲示を行うこと。
- (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと分かる券、あるいは大量に持ち込まれる等不正に使用されていることが明らかな商品券の受け取りを拒否すること。なお、その場合、その事実を速やかに美浜町に通報すること。
- (3) 商品券を受け取った場合は、再流通を防止するため、券面の右上隅を破線に沿って切り取るとともに、券裏面に事業所名等を押印すること。

(登録の取り消し)

第7条 取扱事業所が、本要綱に違反する行為を行った場合、美浜町は当該取扱事業所の登録を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。